

製造業安全対策官民協議会
第 6 回サブワーキンググループ（向殿 SWG）検討会
議事要旨

平成 30 年 7 月 18 日（水）13：30～15：30
安全衛生総合会館 8 階大教室

1 出席者

出席者名簿（資料 1）のとおり

2 議事

（1）リスクアセスメントの共通化手法の取りまとめ方法について

事務局より資料 3-1、3-2 に基づき、今後の取りまとめ方法（案）と追加アンケートについて説明した説明後の主な意見は下記のとおり。

- ・ 資料 3-1 2(1)リスクの見積りについて、（事例）とあるがこれからアンケートなどをとるといふ意味か。
⇒既にある事例をもとに事務局でとりまとめることができる。足りないところを追加できく場合はあるかもしれない。共通化しすぎず、事例紹介を交えてまとめていく。
- ・ 各業界で RA のやり方はいろいろあるが、他の業界では他のやり方もあるはず。どれがよいとか多いとかではなく、他の業界のやり方を知ることが重要。
- ・ 資料 3-1p7③レベル I の新たな提案について。レベル I になれば OK としている会社も多い。レベル I は「低減措置を行う」ではなく、「下げる必要がない」としたほうがよいのでは。⇒「レベル I」と「無視できるリスク」は違う。レベル I は受容れ可能だが、無視できるレベルではない。「必要に応じ」なので必要なければ低減措置しなくてもよい。ただし、設備の劣化、新入者などによりリスクが大きくなることはありうるので、リスク管理しなくていいわけではない。
- ・ 無視できるならリスクではないのでは。
⇒無視できるリスクは洗い出しの段階でなくなるので表には出てこない。
- ・ 「許容可能」と「受容れ可能」の違いは何か。
⇒「許容可能：tolerable」「受容れ可能：acceptable」で英語では明確に違うが、日本語では難しい。許容可能は我慢すれば大丈夫、受容れ可能は我慢しなくても大丈夫というイメージ。最新の Guide51 では許容不可能なリスクがないこと＝安全となっている。ALARP の考え方が背景にはあるが、一般向けには難しいのでこのようになった。
- ・ 各業界バラツキがあるが、レベル I とレベル IV に注をつけると概ね合致するということか。
⇒そう考えている。
- ・ 注をつけた書き方でよいか、という確認は改めて各団体にするか。
⇒改めて確認することは考えていない。この会合で合意が得られればよいと考えているが、次回 WG でご意見があればいただきたい。
- ・ レベル IV の注 2 は IV に限った話ではなく、レベル III にもいえる。
⇒レベル IV は許容不可なので、注 2 の記載がないと作業ができない。
- ・ 「暫定的な措置」とはソフト対策のことか。「暫定」というと、ハード対策は可能だが予算がつかないなどによりとりあえず、という印象がある。
⇒とれるだけのハード対策はとっている前提。「事業者の判断により」という表現を入れたが、これはトップが暫定的な措置について責任をもつということである。トップが知っているということが重要。
⇒注 2 は両方の意味を含む意図がある。
⇒予算はあるが技術的にハード対策ができない、というケースもある。これら 3 つのケー

スを「特別管理作業」と区分している。

⇒きれいに分かれはしないだろうが、分けるべき。

- ・ レベルⅠ～Ⅳを災害のレベルでイメージすると、レベルⅢ＝休業というイメージだが、許容してよいのか。
- ・ 「安全衛生上、重大な問題」とは何か。病院に行くレベルだと許容できない＝結局全て対策することになる。
⇒レベルⅣは作業停止。Ⅲ以下は作業しながら対策。危険な業界とそうでない業界で異なる。リスクが大きいから止める、とは限らない。各業界で納得して線引きすることになる。
- ・ リスクレベルだけで議論するとわかりにくい、その背景にはマトリクスがあり、「致命的」「可能性高」という表現が隠れている。
- ・ 「安全衛生上、重大な問題」という表現よりも、「致命的」という表現はどうか。
⇒そのような表現の仕方もある。「安全衛生上、重大な問題」は厚生労働省で出しているものではない。
- ・ 意図的なルール違反、ヒューマンエラーをどう評価するか。
⇒可能性の評価でヒューマンエラーを考慮する、1回 RA したあと確認に使うなどのやり方があるのでは。
- ・ 複数人での作業で、安全な人もいれば新入者など危ない人もいる。例えば従来はレベルⅡだったものが、新入者が入ったらレベルを上げるということか。
⇒人に依存してレベルが上がることはある。教育をしたら下げることもある。
- ・ エラーしそうな人が配属されたからハード対策をするということもあるか。
⇒ロック機能があってもすぐ解除できるようなものを、強化することもありえる。
厚生労働省は安全装置を無効化する可能性も考慮するよう言っている。
ヨーロッパは性悪説なので無効化できる安全装置は無効化されるという考え方だが、日本はこれまで必要なら外せるような安全装置だった。
- ・ ルール違反は犯罪行為だから考える必要はないという考え方もある。
⇒罰則を与えても効果はない。マニュアルに書いてもだめで、ハード的になんとかすべき。
- ・ 「予見可能」なら何か対策すべき。
- ・ 企業でルールを守れとさんざん教育しているが、それでもルール違反をリスク評価に入れるのか。
⇒遵守しやすいルールとそうでないルールはある。遵守しにくいルールは合理性がない。
ルールの守られやすさも評価したらよいのでは。
⇒誰が評価するのか。企業内で可能なのか。
⇒例えば止めた場合の損失で評価する。損失が非常に大きい場合止めづらい＝守られにくいルールといえる。
- ・ 見えざるプレッシャーにおされるルール違反と、楽のためにするルール違反がある。
- ・ 元々日本人は生真面目さが特徴だが、欧米化してきているのかもしれない。これをリスク評価とどう関連付けていくかは難しい。
- ・ 追加アンケートについて、表に入らないような事例が多々あるだろうが、まず分類できなくても事例を出してほしい。
- ・ 作業員の資質は分類に入っていないが、入れにくいだろう。
- ・ 個人の資質は入れにくい、教育は非常に重要。
- ・ アンケート p2①の事例は生産性の評価が入っているのでわかりにくい。
- ・ アンケートは過去の事例を出すのか。
⇒過去の事例が基本。評価指標はないところがほとんどだと思うので、まず事例をもらって評価指標を作っていきたい。
- ・ 可能性の評価をつけるのは難しいのでは。企業風土など背景がないと評価できない。

⇒可能性の4段階は、アンケートの意図をわかりやすくするために入れたが、アンケートではそこまで求めていない。評価についてはこれから検討する。

- ・ 4段階では難しいので2段階くらいが適当か。
- ・ 可能性全体の評価で考慮するのか、ヒューマンエラー単独で4段階評価するのかでだいぶ難しくなる。
- ・ アンケート締め切りはお盆前（8/10ごろ）。次回WGまでにまとめた。

(2) ISO (JIS Q) 45001 と JIS Q 45100 の現状と横浜大会での発表について
事務局より資料4-1、4-2に基づき横浜大会での発表の骨子について説明した。
⇒異議なし。

(3) 設備点検・補修・更新基準の共通化について
株三菱ケミカルリサーチより資料5に基づき説明した。今年度は30年を超過した設備を調査対象とする予定であったが、稼動など経年以外の劣化があることや、昔と新しい設備の違いの考察もよいのではと意見から、年数の新しい設備も必要に応じて対象とすることになった。また、動的機械と建築物を対象としていたが、建築物は昨年度との重複することなどから動的機械を対象とすることになった。

(4) その他

(次回SWG会合(第7回検討会):平成30年9月3日(月)13:30~15:30)